

山口市地域クラブ運営ガイドライン【概要版】

1. ガイドライン策定の背景・趣旨・位置づけ

- 学校部活動は学校教育の一環として、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を担ってきた。
- 少子化の進展や学校の働き方改革等の社会情勢の変化により、これまでと同様の体制で学校部活動を運営することが難しくなってきたことから、将来にわたって、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和6年3月に「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」を策定した。
- **本ガイドラインは「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」を基に山口市地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等の概要を定めるものである。**なお、運営上の各種事項については、「運営マニュアル」、「地域クラブコーディネーターマニュアル」、「指導スタッフマニュアル」、「参加者マニュアル」等に定める。

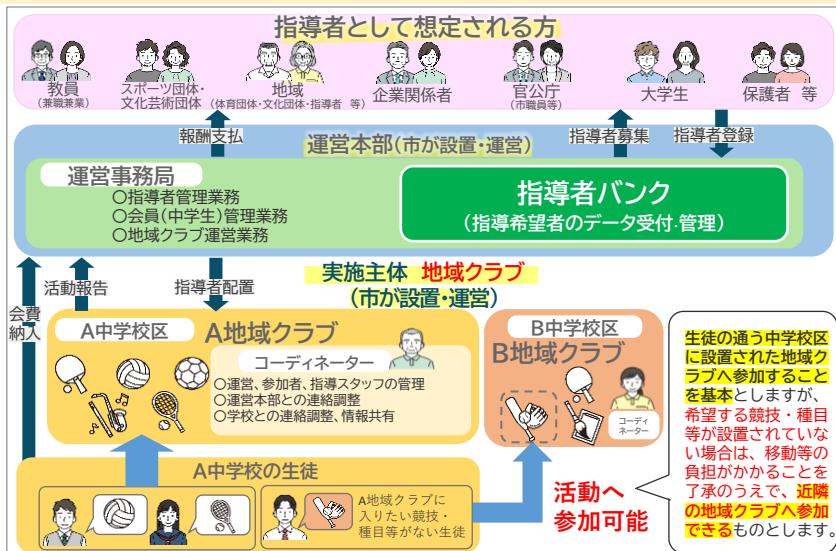
2. 山口市地域クラブの活動方針

①活動趣旨

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という考えのもと、学校部活動の教育的意義を継承した活動とする。
- 多様な志向や経験の異なる生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動の場を提供する。
- 楽しみつつも技能の向上を図りながら、生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を培い、活動を通して人間的な成長を目指す。

②運営体制

- 令和8年9月から市が地域クラブを原則中学校区単位で設置・運営する。
- 地域クラブ内に既存の学校部活動の競技・種目等を可能な限り設置する。
- 指導者1名、指導補助者1名以上を1チーム(団体)あたりの指導スタッフ構成の基本とし、活動時における指導スタッフの配置は2名を上限(※)とする。
※参加人数の状況によっては、この限りではない。
- 地域クラブに参加者、指導スタッフの管理や運営本部、学校との連絡調整を担うコーディネーター(市職員)を配置する。
- 運営本部に指導者バンクを設置する。



③指導スタッフ

- 指導スタッフは、市職員(会計年度任用職員)として任用し、報酬を支給する。

区分	役割	報酬	指導スタッフの要件	
			共通	指導者・指導補助者(I)
指導者	実施責任者として、全ての業務を統括する。	1,500円程度/時間	○当該年度に18歳以上であること ○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しないこと。	当該運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくは知識を有すること。
指導補助者(I)	指導者の補助業務を担う。	1,250円程度/時間	○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に該当しないこと。	—
指導補助者(II)	主に参加者の見守りを担う。	1,000円程度/時間	○市が定める指導スタッフマニュアルに基づいて指導すること。 ○指導者バンク初回登録後は、市が定める研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受けること。	—

4. 学校との連携

①教育的意義の継承

- 地域クラブ活動は、教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が不可欠であることから、地域クラブコーディネーターを中心に連携体制を構築する。

②情報共有

- 地域クラブと参加者が通学する中学校との間で連携し、緊密に情報共有を行う。

3. 山口市地域クラブの運営

①活動計画

- **週3日(平日2日、休日1日)の活動を原則とする。**
- 定期試験期間等に一定の活動休止期間を設ける。
- 活動休止期間(定期試験期間等)を別の週に振り替えて活動することを可能とする。

- 平日:放課時間~19:00のうち、2時間を上限とする。
- 休日:8:00~17:00のうち、3時間を上限とする。

- 中学校において施設・設備を活用して活動することを原則とする。

②会費

- **1競技・種目等あたりの会費 3,000円(月額)**
- 受益者(参加者)負担を求める。
- 会費額は全競技・種目等共通の額とする。
- 1競技・種目等毎に徴収するものとする。
- 経済的に困窮する世帯については、市が一部減免を行う。

③保険への加入

- 市は、参加者に対して、活動中や活動場所との往復中に起こったけがや事故等を補償するスポーツ安全保険へ加入する。

④地域クラブ活動の運営

- (1)活動方針、活動計画等の作成
- (2)学校行事等での地域クラブについての説明
- (3)大会・コンクール等への参加

⑤指導スタッフの心得

- (1)健康管理・事故防止
- (2)大会等への引率・指導

⑥安定的な活動のための見直し

- 生徒数(地域クラブ参加者)の減少に伴い、単一地域クラブ内での競技・種目等の活動ができなくなった場合には、複数の地域クラブの競技・種目等が合同で活動する拠点地域クラブ活動の取組や活動の廃止等を検討する。
- 地域クラブ活動への移行後、活動が軌道に乗った第二段階においては、生徒のニーズの変化に応じた競技・種目等の新たな活動の創設についても検討する。

5. 適切な指導の担保

①暴言・暴力、ハラスメント等の根絶

- 参加者の安全面・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶を指導スタッフの重要な要件とする。

②定期的な研修会の実施

- 指導スタッフの資質向上のために、研修会を定期的実施する。

③資格等の取得支援

- 中体連主催大会へ参加する要件として、指導者資格等が必要な競技は、新規に取得する際にかかる経費(※)を全額補助する。
※旅費、宿泊費等を除く